

栃木の「とちおとめ」

消費宣伝業務委託仕様書

本仕様書は、栃木いちご消費宣伝事業委員会（以下「委員会」という。）が発注する、栃木の「とちおとめ」消費宣伝業務について、必要な事項を定める。

1. 業務名

栃木の「とちおとめ」消費宣伝業務

2. 委託期間

契約締結の日から平成 30 年 3 月 31 日まで

3. 業務の目的

- ・ 栃木の「とちおとめ」に関する魅力及び情報を消費者へ伝え、とちおとめの認知度の向上と消費拡大を図ることを目的とする。
- ・ 平成 30 年産栃木のいちごが生産・収穫量ともに日本一を取れた際には、50 年連続日本一の座を栃木が獲得する。50 年連続日本一に向けた消費宣伝業務を目的とする。
- ・ 「コリラックマ」が栃木のとちおとめ大使として任命されていることの認知度拡大を目的とする。
- ・ 毎月 15 日をいちごの日、毎月 25 日をとちぎ(10)のいちご(15)の日とし、認知度拡大を目的とする。

4. 委託金額

28,000,000 円を超えない額（消費税及び地方消費税を含む）

5. 委託業務の内容

栃木の「とちおとめ」に関する魅力及び情報を消費者へ伝え、とちおとめの消費拡大を図ることを目的とした PR を実施及び資材の作成を行う。

（1）平成 30 年産とちおとめ資材デザイン作成

- ・ ポスター・スイングポップ等販売促進に使用する資材のデザインを作成する。作成の際には最低 2 回、委員会に校正確認を行う。
- ・ J A グループ統一キャッチコピーである「たちつてとちぎ」を必ず活用し、

統一感のあるデザインとする。

- ・ 委員会で提供する「コリラックマ」をデザインに使用し、栃木のとちおとめ大使であることを消費者にPRする。
 - ・ とちぎのいちごの日を消費者にPRする。
- (2) 制作にあたり、素材の撮影、収集及び校正
- ・ 上記デザイン作成に必要な取材、撮影を行うこと。
 - ・ その他素材作成に必要なデザインを委員会に依頼を行うこと。
- (3) TVCM作成および放送
- ・ TVCM作成を行い、また民法放送において効果的なCM放映を行うこと（コリラックマの使用も可とする）。
- (4) メディアパブリシティの実施
- ・ 雑誌・ラジオ等において宣伝業務を行うこと。
 - ・ 委員会が提供する情報を除き、放送局および放送枠を独自に入手し、メディアパブリシティを行うこと。
 - ・ ラジオCMを行う際は2局程度とすること。
- (5) とちおとめイベント企画運営
- ・ 京浜地区においてとちおとめのイベントを企画運営し、首都圏に対し消費拡大につながる取り組みを行うこと。
 - ・ 平成30年産に対し、最低3回イベントの企画運営・参画を行うこと。
- (6) その他、上記に付随する業務
- ・ その他上記に付随する業務を行うこと。

6. 成果物の仕様等

- (1) 資材デザインについて
- ・ ターゲットを30～50代女性と定め、ファミリー向け、夫婦・カップル向けとすること。なお、夫婦・カップル向けについては20代にも訴求するようなデザインとすること。
 - ・ 構成については、とちおとめの魅力及び情報を加味し、ターゲット層に訴求力のあるコンテンツについて、写真・イラストなどを使用し、手に取りやすく保管してもらえるような資材構成とすること。
- (2) 仕様等
- ・ 5－(1) について、印刷原稿の電子データ
 - ・ 5－(2) について、素材の電子データ
 - ・ 5－(3) について、TVCMテープ
 - ・ 5－(4) について、CM原稿及びCMデータ

(3) 校正について

- ・ 校正は委員会にカラー印刷した原稿及びPDFデータを提出すること。

7. 実績報告書の提出

- ・ 全ての業務完了後、実績報告書（様式任意）を作成し、検査を受けるものとする。

8. 支払い条件

- ・ 業務委託料の支払いについては、業務履行完了後の清算払いとする。

9. 留意事項

- ・ 本業務の成果に関する権利は、すべて委員会に帰属するものとする。
- ・ 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、両者で協議し進めることとする。

10. その他

平成30年3月31日までの企画提案書のほか、平成30年4月1日から平成30年6月末日までの企画提案書の提出も受け付けます。平成30年4月1日以降の企画提案書に基づいた業務委託を行う際は、本要領に基づきませんので、別途協議の上、業務委託を行います。